

第 67 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 12 月 24 日（木）13:27～15:40

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬 佐和子

（委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子

（専 門 委 員） 新井 陽子、安藤 福光

（審議協力者） 財務省、農林水産省、国土交通省、東京都、神奈川県

（調査実施者） 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室：高橋室長ほか

（事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「学校基本調査及び学校教員統計調査の変更について」

5 議事録

○白波瀬部会長 皆様おそろいになりましたので、ただいまから第67回人口・社会統計部会を開催いたします。

私は、統計委員会委員で、この部会の部会長を務めさせていただきます、東京大学の白波瀬と申します。よろしく願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただき、ありがとうございます。

本日は、12月11日金曜日に開催されました統計委員会において、総務大臣から諮問された学校基本調査及び学校教員統計調査の変更について審議が行われます。

今回、審議をお願いいたします、委員及び専門委員につきましては、お手元の資料 5-1 として名簿をお配りしております。

本日が第 1 回目の審議となりますので、名簿の順に一言、自己紹介をお願いしたいと思います。

では、嶋崎委員から順をお願いいたします。

○嶋崎委員 早稲田大学の嶋崎です。社会学を専攻しております。お願いいたします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

続いて、どうぞ。

○永瀬委員 お茶の水女子大学の永瀬と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

では、新井専門委員、よろしく願いいたします。

○新井専門委員 板橋区教育支援センターの所長をしております、新井と申します。よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

では、安藤専門委員、お願いいたします。

○安藤専門委員 兵庫教育大学の安藤と申します、どうぞ、よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

また、審議協力者として、関係府省、東京都及び神奈川県からも御参加いただいておりますので、席順に一言、自己紹介をお願いいたします。

それでは、財務省からお願いいたします。

○田中財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省の田中です。よろしくお願いいたします。

○松本農林水産省統計部統計企画管理官付調整第一係長 農林水産省、斎藤の代理の松本と申します。よろしくお願いいたします。

○平野国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省の平野と申します。よろしくお願いいたします。

○古川東京都総務局統計部人口統計課長 東京都で学校基本調査を担当しております。統計部の古川と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○杉本神奈川県統計センター人口・労働統計課長 神奈川県統計センターの杉本と申します。学校基本調査と国勢調査、社会生活基本調査等を担当しております。よろしくお願いいたします。

○稲木神奈川県教育局行政部行政課行政グループリーダー 神奈川県の教育委員会行政課の稲木と申します。

本日は、学校教員統計調査の所管課ということで出席いたしました。よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

続いて、事務局、調査実施者からも自己紹介をお願いいたします。

では、統計委員会担当室からお願いいたします。

○廣瀬調査官 内閣府統計委員会担当室調査官の廣瀬です。よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

では、統括官室。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 総務省統計審査官の谷輪と申します。

本日は、よろしくお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 同じく総務省統計審査官室の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 同じく統計審査官室の小日向と申します。よろしくお願いいたします。

○山下総務省政策統括官(統計基準担当)付統計利用専門官 同じく統計審査官室の山下と申します。よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 お願いいたします。

では、文部科学省からお願いいたします。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 文部科学省調査統計企画室

長をしております、高橋と申します。本日は、お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室教育分析官 出澤と申します。よろしくお願いいたします。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 文部科学省調査統計企画室の筒井と申します。よろしくお願い致します。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 林と申します。よろしくお願いいたします。

○桐原文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室学校基本調査係長 桐原と申します。よろしくお願い致します。

○白波瀬部会長 お願いいたします。ありがとうございました。

次に一言お断りさせていただきたいと思います。

本日の部会は、午後3時半までを予定しておりますが、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと存じます。そのような場合、既に御予定がある委員、専門委員等におかれましては、御自由に御退席いただいて結構です。

続きまして、部会審議の進め方について、皆様の御了解を得ておきたいと思います。

統計法では、基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められており、総務省統計審査官室が、その基準に即して、事前審査をした結果が資料4-1の審査メモとして本部会に示されております。

また、この審査メモでは、学校基本調査に関わる前回の統計委員会答申、これは、平成26年7月答申ですが、それにおいて示されました今後の課題や、学校教員統計調査に関わる未諮問基幹統計としての確認事項についても整理されております。

部会の審議は、基本的に、この審査メモに沿って行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料や、今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、お手元の議事次第と突き合わせながら資料の御確認をお願いいたします。

本日の配布資料につきましては、資料1及び資料2として、統計委員会諮問資料、資料3として、統計委員会諮問資料の参考、それから、審議関連資料ということで、資料4-1で審査メモ、資料4-2で審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答、その他ということで、資料5-1で本部会の構成員名簿、それから、資料5-2で審議予定をお配りしております。

資料に不足がありましたら、お申し出ください。

それでは、次に、審議のスケジュールですが、資料5-2を御覧ください。

本諮問に対しましては、平成28年、来年2月に開催される統計委員会にて答申を頂きた

いと考えております。

そのため、本日を含めまして、計2回の部会審議を予定しております。

審議に当たっては、最初に、総務省統計審査官室から資料4-1の審査メモに沿って、審査結果や論点について説明した後、調査実施者である文部科学省から必要に応じて補足説明をしていただきます。

それらを受けまして、皆様に御審議いただきたいと思っております。

計2回の部会審議のうち、本日は、調査事項の変更等について御審議をお願いいたします。

学校基本調査に係る前回の統計委員会答申における今後の課題への対応状況の部分を除きまして、本日で審査メモについての審議はおおむね終えたいと考えております。

そして、来年1月18日、月曜日になりますが、2回目の部会においては、答申案についての審議、取りまとめをお願いいたします。

なお、仮に2回で審議が終了しなかった場合ですが、大変恐縮ではありますが、予備日という形で設定しております、1月28日に3回目の部会を開催させていただきますので、御了承ください。

以上の部会審議を経た上で、来年2月に開催予定の統計委員会に答申案を諮り、答申を頂きたいと考えております。

事務局からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、総務省統計審査官室から、学校基本調査及び学校教員統計調査の調査計画の変更に係る諮問の概要について御説明いただきます。

では、諮問の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 総務省政策統括官室です。諮問の概要につき、御説明させていただきます。

資料3という横置きのパワーポイントの資料があると思いますので、それに沿って御説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

1ページの「学校基本調査の概要」から説明させていただきます。

調査の目的ですが、学校に関する基本的事項を調査するもので、学校教育行政に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

調査の沿革ですが、昭和23年以降、毎年実施しておりまして、平成28年度の調査が69回目の実施です。

調査範囲及び報告者数ですが、学校教育法に規定する学校等や、市区町村教育委員会につき、全数調査で行っております。

右側に調査票及び調査事項を掲げておりますが、そのうち③の不就学学齢児童生徒調査のみ、教育委員会が報告者となっております。大別して6種類の調査票があります。

まず、学校調査ですが、学校の名称、特性、学級、在籍状況等につき調査いたします。

この他は、調査票のほぼ名前のおりなのですが、学校通信教育調査、不就学学齢児童生徒調査、学校施設調査、学校経費調査及び卒業後の状況調査といった調査票があります。

調査組織ですが、文部科学省から都道府県、市町村を經由いたしまして、学校等という流れになっております。

結果公表は、調査年の8月頃に速報を公表し、同年の12月頃に報告書を取りまとめます。

続きまして、2ページ、学校基本統計の利活用状況について説明させていただきます。

学校関係の最も基本的な調査ですので、多岐にわたって利用されておりますが、幾つか紹介させていただきます。

現在、中央教育審議会におきまして、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について審議されておりますが、そこでは、基礎資料として、御覧のような新卒就職者数の推移や、学校種別ごとの就職者の割合の推移などが提供されております。

そのほか、教育振興基本計画の策定に当たっての審議や、官邸において行われております、教育再生実行会議でも学校基本統計のデータが提供されております。

3ページ、他の文部科学省の実施する統計調査の母集団情報としても利用されております。真ん中ですが、OECDへの提供データとして、図表で見る教育のデータとしても利用されております。

また、基準財政需要額の算定の基礎資料などにも利用されているところです。

4ページの「学校教員統計調査の概要」について御説明させていただきます。

こちらは、教員に着目して、個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的としております。

調査の沿革ですが、詳細は省略いたしますが、昭和43年度に実質的な第1回目の調査を行っておりまして、以後、3年周期で実施しております。平成28年は16回目の調査となります。

なお、審査メモの方で後ほど触れますが、統計委員会の前身の統計審議会時代を含めて、学校教員統計が諮問に付された前例はないようです。

調査範囲及び報告者数ですが、学校教育法に規定する学校等を対象としておりますが、専修学校及び各種学校のみ抽出調査で、その他は全数を対象として調査を実施しております。

右側の方にまいりまして、調査票及び調査事項です。

学校ごとの教員数等を調査する学校調査、教員個人に関する免許状の種類、担任の状況等を調査する教員個人調査、前年度の異動状況につき調査する教員異動調査に大別されます。

調査組織ですが、文部科学省、都道府県、市町村の教育委員会経由で学校等という流れになっております。

結果公表ですが、中間報告として翌年の7月頃、最終的に調査年の翌々年の3月頃に公

表の予定となっております。

次の5ページで「学校教員統計の利活用状況」につき、取りまとめております。

1点目ですが、今回の審議にも関連するものですが、義務教育学校に関するものです。義務教育学校の教員は、小学校、中学校の教員免許の両方を有することが原則とされておりますが、本統計の結果によれば、現状では、両方持っていない人も多く、下に数字が出ていますが、小学校教員で中学校教員免許を持っている人が61%、中学校教員で小学校教員免許を持っている人が26%ということですので、経過措置としまして、相当する課程の免許のみ持っていれば良いという措置が設けられております。

また、教員の年齢構成のグラフを掲載しております。これを御覧いただくと、教員の年齢構成の均衡が崩れていることが分かると思います。こういった現状を踏まえて、教員の継続的な研修の必要性などが提言されているところです。

また、先ほども言及しました、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の審議の中で、実務家教員の配置の義務づけを審議する際の基礎資料として利用されているところです。

7ページにおいて、学校基本調査の変更事項につき、取りまとめております。詳細は、後ほど審査メモに沿って御説明いたしますので、ここでは簡単に説明させていただきます。

7ページ、1点目ですが、学校教育法の改正によりまして、小学校から中学校までの教育を一貫して行う義務教育学校が制度的に創設されたことに伴うものです。

具体的には、義務教育学校用の調査票の新設などを行うものです。

続きまして、8ページ以降で、その他の変更につきまして、整理しております。

まず、8ページの1点目ですが、先ほど、制度としての義務教育学校の創設について説明いたしましたが、これに併せて小中一貫教育の実施の実態についても把握しようということで調査項目を新設しようとするものです。

続きまして、9ページについて説明させていただきます。いわゆる夜間中学校、二部授業の取り組みについて、近年注目が集まっているところですので、その実態についても本調査で把握しようとするものです。

その下、変更内容③ですが、理由別長期欠席者数の調査項目を削除しようとするものです。

これは、別の一般統計調査で、詳細に把握を行うこととしていることに伴うものです。

10ページ、変更内容の4点目ですが、学校教育法の改正により、高等学校専攻科等から大学への編入が可能となりました。これに伴いまして、新たにその状況についても調査しようとするものです。

高等学校専攻科について、10ページに参考資料を掲載しております。平成24年現在ですが、全国で138校、約1万名の生徒が学んでおります。真ん中、少し右ですが、看護系の学校生徒が過半数を占めている状況です。

11ページにおいて、学校教員統計調査の変更事項について取りまとめております。こち

らも法律改正に伴う変更でして、先ほど説明いたしました義務教育学校の創設に伴うものの他、平成27年4月から制度化された新たな幼保連携型認定こども園の調査票の新設を行うものです。

最後の12ページを御覧いただけたらと思います。

学校基本調査につきましては、昨年、今申しました、新幼保こども園の創設に伴う変更等を諮問しておりまして、その際に、今後の課題ということで何点か指摘されております。

いずれも平成29年度以降の調査での対応が求められているものですが、詳細な説明は、次回の部会で行いたいと考えております。

私からの説明は、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

詳細な議論については、基本的に個別事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的なことで、特にここで発言しておきたいという点がありましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

では、随時、後ほど詳しい個別の議論のところで、よろしく願いいたします。

それでは、これから、学校基本調査及び学校教員統計調査の調査計画の変更内容について審議を行います。

限られた時間で効率的に御議論いただくため、審議の進め方としては、審査メモの論点に沿って、ある程度、関連する変更事項など、まとめて御説明いただき、その後、審議するというスタイルをとりたいと思います。

それでは、まず、学校基本調査の調査計画の変更内容について審議を行います。審査メモの1ページの「(1)調査対象の範囲の変更」から「(2)調査票の新設」まで、谷輪審査官より説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 資料4-1の審査メモに沿って説明させていただきますが、その下に、資料4-1の別添ということで、横置き資料もあると思いますので、後ほど、こちらにも触れさせていただきますので、それも御参考にしていただけたらと思います。

それでは、資料4-1に沿って説明させていただきます。

まず、1点目、1の「(1)調査対象の範囲の変更」です。枠囲いのところですが、平成28年4月から、新たな学校種として義務教育学校が創設されることに伴い、調査対象の範囲に義務教育学校を追加するものです。

審査結果のところですが、学校教育法の改正法が、平成28年4月から施行されることになりまして、小中の9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施する学校種として、義務教育学校が創設されることとなります。これを調査対象に追加するということでして、適当であると考えております。

続きまして、「(2)調査票の新設」というところにまいります。

アとして学校調査票(義務教育学校)を、また、イとして卒業後の状況調査票(義務教育学

校 後期課程)を新設するものです。

審査結果のところでは、平成28年4月から義務教育学校が創設されることに伴い、調査対象の範囲に義務教育学校を追加することを踏まえ、新たな調査票として「学校調査票(義務教育学校)」及び「卒業後の状況調査票(義務教育学校 後期課程)」を新設することとしております。

調査票を新設することについては、学校教育法に定められた新たな学校種ということで適当であると考えますが、調査項目について見ると、具体的に、以下のとおりとなっております。

資料4-1の別添で、左側に小学校、真ん中に義務教育学校の(案)、右側に中学校ということで、それぞれの調査項目について比較したものを整理させていただいておりますが、義務教育学校の学校調査票は、両側の学校調査票(小学校)及び学校調査票(中学校)をベースとして作成されております。全ての項目で学校調査票(小学校)又は学校調査票(中学校)と同様の調査項目が設けられております他、ほとんどの項目で小学校ないし中学校の学校調査票と同様の選択肢が設けられております。

例外的に、例えば、別添の6ページの15番の学年別学級別児童生徒数や、その下の7ページの16番の帰国児童生徒数というようなところは、義務教育学校が1学年から9学年という学年ごとの調査項目ということで、小学校は6学年ですし、中学校は3学年ですから、そういう意味で、若干違ったりはします。

また、3ページの10番の教務主任等の数という項目では、例えば、学校調査票(中学校)の方にだけ、生徒指導主事とか、進路指導主事という欄が設けられておまして、小学校にはないのですが、義務教育学校には、そういった項目が設けられております。全体としては基本的に同じ調査項目で、基本的に同様の選択肢が設けられているということです。

なお、先ほど、全体の説明で申し上げましたように、小中一貫教育の実施形態とか、二部授業の把握などについて、別途、審査メモ上、項目を立てて、論点を設けております。

続きまして、卒業後の状況調査票ですが、こちらも先ほどの資料4-1の別添の8ページ以降で、卒業後の状況調査票(中学校)と対比表を整理しておりますが、同様の調査項目が設けられております。

例外的に、また、幾つかあるのですが、9ページの状況別卒業生数や10ページの高等学校(本科)等への入学志願者数というところでは、現時点において、小中一貫教育と、中高一貫教育の両方の取り組みを同時に実施する学校というものは想定されていないことから、卒業後の状況調査票において、中高一貫教育の取り組みを行う中学校が記載する併設先または連携先の高等学校への進学者の欄がなかったりという違いはあります。

1段落飛ばしますが、それぞれ学校調査票及び卒業後の状況調査票とも、それぞれの項目について必要性や有用性が認められると考えられることから、おおむね適当であると考えられるものの、調査項目については、他に把握すべき事項がないか確認する必要があるというのが、ここの論点として設けております。

私からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 示された論点として「義務教育学校の制度にかんがみ、調査項目として新たに追加すべき事項はないか」と、いただいています。

これについての回答につきましては、資料4-2の1ページを御覧いただきたいと思えます。

平成28年4月から継続的な教育活動をしっかりと徹底することによって、教育効果を上げていくという観点から、小中一貫教育制度が設けられる。その中に、義務教育学校という新たな学校種を設けるという仕組みになっています。

これを踏まえまして、調査票の調査事項のつくりといたしましては、なお書きのところに御覧いただきたいと思えますが、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行うという学校形態ですので、従来の小学校の学校調査票、それから、中学校の学校調査票の内容を踏まえて、必要に応じて、つくったものですので、追加すべき事項は特にないと、私どもとしては考えています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は、発言をお願いいたします。

何か御意見ありますか。よろしいですか。

最初の導入ということですので、既存のものを踏襲したということだと思えますから、ただ、中身的には、多分、義務教育学校の中で、裁量がある程度あると、制度的には理解しておりますので、それは、今後、対応していくということで、現時点では、既存の小学校、中学校の調査票に準じるということで、質問項目は、これにとどめるという方針かと思えます。

では、この点、特に御意見がありませんので、御了承いただいたものといたします。

それでは、審査メモ3ページの「ア 学校種別欄の変更」から、7ページの「オ 高等学校等専攻科から編入学者数欄の変更等」までについて、谷輪審査官から説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 再び資料4-1の、3ページから説明させていただきます。

「(3)調査事項の変更」の「ア 学校施設調査票(高等学校等)における『学校種別』欄の変更」です。

先ほど、学校調査票及び卒業後の状況調査票で義務教育学校用の調査票を新設するという説明をいたしました。この学校施設調査票では、学校種別ごとに共通の調査票を使っているもので、選択肢の1つとして義務教育学校も答えられるように、義務教育学校

という選択肢を設けるものでして、適当であると考えております。

続きまして、4ページ、「イ 学校調査票(小学校)、学校調査票(中学校)、学校調査票(義務教育学校)、卒業後の状況調査票(中学校)及び卒業後の状況調査票(義務教育学校)における『小中一貫教育の実施形態』欄の追加」です。

学校教育を提供する施設に係る基本的事項として、小中一貫教育の実施形態について、御覧のとおり、施設一体型、施設隣接型、施設分離型、その他ということで把握するための事項を設けるものです。

下の方の審査結果の2段落目、これについては、実施形態によって、教職員の配置状況、卒業者の進路状況、高等学校等への入学志望者数等に違いが生じているかなど、小中一貫教育の実施状況の全体像を把握し、既存の小学校、中学校との比較等を行う上でも有用なものと認められることから、おおむね適当であると考えられるものの、以下の点について確認しておく必要があるということで、2点ほど論点を設けております。

論点の1点目として、小中一貫教育の実施形態について、施設形態別に把握することとしているが、小中一貫教育の理念・目的等を踏まえて、小中一貫教育の実施状況の全体像を把握するため、これ以外に把握が必要な事項はないか。

2点目ですが、調査結果について、どのように利活用を行うことを想定しているのかです。

続きまして、5ページの「ウ 学校調査票(中学校)及び学校調査票(義務教育学校)における『二部授業の学級数、生徒数、教員数(公立)』の欄の追加」です。

審査結果のところですが、いわゆる夜間中学校、二部授業に関する基本的な事項として、学級数、生徒数、教員数を把握するものです。

公立の夜間中学校は、文部科学省の調査によると、平成26年現在で、学校数31校、在学者数1,849名となっておりますが、近年、注目が高まっているということで、本調査において把握することとするものです。

これについては、義務教育の未修了者等への就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間学級に対する支援や設置促進に向けた施策の充実を図る上で、その実態を把握するために、必要な情報であると認められることから、おおむね適当であると考えられるものの、以下の点について確認しておく必要があるということで、4点ほど、論点を整理しております。

1点目として、これまで二部授業について把握してこなかった理由は何か。また、近年の二部授業を取り巻く環境に、どのような動きがあるか。

2点目として、二部授業について、学級数、生徒数、教員数を把握することとしているが、これ以外に把握が必要な事項はないか。

3点目として、調査結果について、どのように利活用を行うことを想定しているか。

4点目として、本項目では、公立の夜間中学校について把握することとしておりますが、近年、取組が盛んであるといわれている、いわゆる自主夜間中学の実態についても把握す

る必要はないか。

以上、4点を論点として挙げております。

続きまして、6ページをお願いします。

「エ 学校調査票(小学校)、学校調査票(中学校)及び学校調査票(中等教育学校)における『理由別長期欠席者数』欄の削除」です。

審査結果のところですが、本調査事項は、小学校、中学校及び中等教育学校(前期課程)それぞれにおける児童・生徒のうち、前年度に30日以上長期欠席した児童・生徒について、その欠席理由別に人数を把握していたものですが、文部科学省が別途毎年実施しております、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査という一般統計調査がありまして、それにおいて把握することとして、こちらの調査の調査項目からは削除することとしております。

1段落飛ばしまして、3段落目ですが、今後、理由別の長期欠席者数については、同調査の調査目的に照らして、小学校、中学校及び中等教育学校(前期課程)についても、平成28年度から同調査において、より詳細に実態を把握するよう、変更することを予定しているところであるため、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減を図る観点から、本調査からは本調査事項を削除することとしているものでして、おおむね適当であると考えられますが、削除によって調査の利活用の面から支障が生じることはないのかということを検討する必要があるということで論点を設けております。

7ページの「オ 学校調査票(大学)学部学生内訳票及び学校調査票(短期大学)本科学生内訳票における『高等学校等専攻科からの編入学者数』欄の変更等」です。

7ページの一番下の審査結果のところまいります。

学校教育法の改正によりまして、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度が創設されました。これに伴いまして、学校調査票(大学)学部学生内訳票の短期大学・高等学校専門学校・専修学校(専門課程)からの編入学者数欄において、高等学校(専攻科)等からの編入者数を追加して把握することができるように欄を設けるといふものと、学校調査票(短期大学)本科学生内訳票においても、高等学校(専攻科)からの編入学者数欄を追加することとしているものです。

これにつきましては、法律の改正に伴いまして、大学への編入学者数の実態等を把握する上で必要なものと認められるため、適当であると考えております。

私からの説明は、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、文部科学省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 それでは、資料4-2に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。資料4-2の2ページを御覧いただきたいと思っております。

始めに、小中一貫教育の実施形態の関係です。

小中一貫教育につきましては、小学校から中学校まで義務教育を一貫して行います、義務教育学校とはまた別に、既存の小学校、中学校が連携して一貫教育を行う場合もあります。

こういった観点から、小中一貫教育の実施形態を学校調査票の小学校と中学校の方に追加させていただくものです。

基本的に、パターンとしては、施設一体型、隣接型、分離型、その他というのは、1つの中学校が複数の小学校と連携をする場合もありますので、想定して選択肢を設けております。

基本的には、この3つないし4つのパターンをとるということで、実施形態としては、問題はないかなと思っているところです。したがって、追加すべき事項は、特にないと考えています。

2番目の利活用ですが、小中一貫教育、これまで事実上取り組んでいるケースというのは、当然あるのですが、今回、きちんと制度化されることを踏まえまして、今後、こういう小中一貫教育制度をしっかりと支援していく、そのあり方を検討していく上での基礎資料となっていくものと考えております。一体型、隣接型、分離型、どれが多いとか、少ないということが、次第に分かってまいりますので、そういったところへの支援の仕方などが分かると考えています。

続きまして、(3)のウの二部授業の関係です。

1つ目が、これまで二部授業について把握してこなかった理由は何かと。それから、近年の二部授業を取り巻く環境にどのような動きがあるのかということです。歴史的な経緯ということだと思います。

2ページが一番下の回答というところを御覧いただきたいと思いますが、実は、把握してこなかった理由というのは幾つかありまして、1つは、かつて、昭和27年度から41年度までの調査では、二部授業というのを調査していた時期があります。

ただ、これが昭和41年に、当時の行政管理庁の方から、いわゆる夜間中学は、義務教育の建前から好ましくなく、廃止するよう指導することという趣旨の勧告を頂いたということ。

また、基本的にこれは、例えば、戦争中に、小学校、中学校の時代を送られたり、終戦直後とかに送られた方で、実態として義務教育を受けられなかった方が行かれていたということがありますので、そういったことが、昭和41年、42年と、この辺りになりますと、いわゆる二部学級に通う学齢生徒自身も大幅に減少しているという実態も当時ありました。

この辺りを踏まえて、昭和42年度以降、把握はしないという状況になったものです。

今回、これを復活させるということですので、最近の動きということですが、近年、いわゆる義務教育未修了者の学習機会の確保の場として、夜間中学校の取組が、注目を集めております。

それから、教育再生実行会議、これは官邸に置かれております会議ですが、こちらの第

五次提言におきましても、義務教育未修了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学について、その設置を促進するというところで提言を受けているところですので、文部科学省としても、今後、その取組を推進するために、その実態を調査していきたいというものです。

2つ目の論点ですが、二部授業について、学級数、生徒数、教員数以外に把握の必要な事項がないかということですが、基本的な事項として、学級数、生徒数、教員数という基本的な事項をしっかりと調査項目として取りたいと思っておりますので、追加事項はないと考えているところです。

3番目、利活用の観点ですが、これは、もちろん、実態を把握することに伴って、夜間学級の取組や未設置の道県への支援や、教員の配置などを検討するに当たっての基礎的な、政策立案の基礎資料として活用するということがありますし、また、学校基本調査の数字ということになりますと、地方交付税の措置の基準財政需要額の算定資料としても活用されることとなりますので、こういったところに活用されていくと考えています。

4番目、いわゆる自主夜間中学校の実態については、どうかということです。学校基本調査では、いわゆる法令に基づく学校を調査するということですので、いわゆる自主夜間中学校、これは、定義もなかなか難しいものですので、学校基本調査の中で調査することは、想定はしておりません。学校制度の中にあるものを調査するというようにしております。

ただ、これは、実態としてですが、実際には、自主夜間中学の状況というのは、文科省としてある程度把握しているところでして、資料4-2の3ページの上の方の4番に、生徒数7,442人、154市区町村で、いわゆる自主夜間中学校の取組がなされていることは、把握しています。

次に、エの方です。理由別長期欠席者数の欄の削除の観点ですが、これについて、何か支障はないかということです。

3ページの下半分ですが、回答の1番ですが、まず、今、実態としては、学校基本調査において、前年度において30日以上欠席した児童生徒について理由別の長期欠席者数の調査をしているところです。

もう一つ、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査ということで、文部科学省で調査をしているものでして、こちらですと、30日以上欠席した児童生徒の数を聞きながら、不登校になった原因とか、あるいは指導を行った結果、どうなったかとか、そういった少し突っ込んだ形の生徒指導上の調査をしているところです。

今回、学校基本調査ですと、30日以上ということなのですが、より詳細に、特に原因などとセットで、不登校児童生徒に係るデータを充実させたいという観点から、両調査を合わせていくような形をとったというものです。

この統一によりまして、不登校の原因とセットになった形の数の把握というのができませんので、そういった意味で、決して、政策立案に何か支障が出るということはないと考え

ています。

また、報告者の負担軽減という観点で、同じ調査項目について2つの調査がいかないということになりますので、そういった意味でも、軽減にも資するかなと思っております。

それから、4番に書いていますが、児童生徒の問題行動調査においても、回収率は、毎年100%ですので、こちらにおいてしっかりとれると思っっているところです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は、発言をお願いいたします。

では、安藤専門委員、どうぞ。

○安藤専門委員 少しお聞きしたいのですが、小中一貫教育の実施形態について、その他のところで、複数校での実施を想定されているとあったのですが、例えば、その場合、2小1中とか、3小1中とか、いろんな組み合わせを、多分、今、されていると思うのですが、その校数での把握というのは検討されないのですか。多分、それによって、また何か変わってくると思うのですが、基礎資料として。

あと、もう一つなのですが、小中一貫教育の全体像を把握する上で、私などは、小中一貫教育のカリキュラム研究等をさせてもらっている立場から言うと、教育課程上の区切りを、結構、今、特殊化しているケースがありますね。六三制ではなくて、四三二制とか、五四制とか、そういうのをこの調査でお聞きにならない何か理由というのがあれば、お聞かせいただければありがたいのですが。

以上です。

○白波瀬部会長 では、文部科学省、どうぞ。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 御質問ありがとうございます。

まず、1つ目の校数の把握の観点ですが、始めるに当たって、まず、数が少ないだろうということで、そこは、政策を担当している部署が事実上把握することになると思っております。

その後、小中一貫の実施形態が発展していく中で、その辺りを見極めていくことになるのかなど、ここで取っていくのが良いのか、それとも、もう少し自治体ベースで、正に教育課程の中身なども含めて聞いていくような、そちらの方で突っ込んでいったほうが良いのか、その辺りの判断が、今後、必要になる可能性はあると思っております。

2つ目の教育課程上の区切り四三二とか、五四ということで、実態として行われております。この辺りは、正に、実態になりますので、この調査というよりは、教育課程を担当している、あるいは一貫教育を担当しているセクションで、事実上の業務調査と言ったらいいのでしょうか、その形での把握ということになると思っております。

もちろん、そういう情報を取らなくて良いということではないと思っております。この調査では、まず、制度上の位置づけをしていくということを出させていただいたところです。

○白波瀬部会長 では、新井専門委員。

○新井専門委員 今のことでお聞きしたいのですが、小中一貫教育の良さは、施設一体型で、職員室が1つで、小中の教員が一緒に混ざり合っていくというところに良さがあると思っています。

そうすると、隣接と分離というのは、道一本隔てていたら、隣接で何とかというと、それだったら、今までのと、教育課程だけが1つになっていても、別なことを行っていて、何を取りたいのかなという思いが、隣接と分離にあります。両方とも分離ではないかと、私は思います。

それから、複数の小学校をというようなことを先ほどおっしゃっていましたが、それは、京都の学校のように、6年生が中学に行ってというようなことを考えると、分離型でも、中1で小2で実施していることを考えると、別にあれば、分離型でも、小中一貫教育ではないかと思うので、何かその辺の定義をしていただけたら、報告者も分かりやすいかなと思いました。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 御質問ありがとうございます。

2つあったかと思いますが、まず、小中一貫教育の実施形態を聞くことについてですが、調べていって、実態として、例えば、分離型は余りないということが、もしかしたらあるかもしれません。それは、調べてみると分かるのだと思います。例えば、分離型であると、余り一貫教育の効果がないと思われる自治体もあるかもしれませんから、その辺り、正に、取っていくことによって調べられるのかなと思っています。

それから、その他の部分について、複数学校との連携の話ですが、制度上は可能ですので、本当にニーズがあるのかどうか、正に調べてみると分かるのかなと思っています。もしかしたら、調べてみると、余りニーズがない可能性も、もちろんあるかとは思いますが。それは、教育の実態の話ですが。

以上です。

○白波瀬部会長 今、ニーズとおっしゃったのですが、そのところが、少し分かりにくく感じました。最初に調査項目を入れられて、前半にも少し申し上げたのですが、実態がまだ十分把握されていないので、まず、制度のところでもカテゴリーを決めていくということなのですが、事実が上がってきたことはあくまで実態であって、そこがどういうニーズかは、実態をどう解釈するかというところですし、実態とは少し違ったレベルでニーズの解釈が出てくると思うのです。さて、ここの数の分布が上がってきた事実と、その中で、本当は今、新井専門委員もおっしゃいましたように、施設一体型が、本当は理想的なのだがというようなニーズは、どういう意味のニーズを、今、おっしゃっていたのでしょうか。少し確認させてください。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 私の言葉が、少し足りなかったと思います。申し訳ありません。

私が申し上げたニーズというのは、この制度のどれを選んでいくか、また、選ばないかということもあると思うのですが、一体型が仮に理想だと、あるいは義務教育学校というスタイルが理想だとすれば、そこに対するニーズがあって、その形態が多いという形で出てくるだろうと。それは、自治体にとってのニーズがあるということだと、そういう意味で使ったものです。

隣接や分離が、もし、自治体において、こういう形の一貫教育の形態は、余り望まれないのであれば、そこは少なく出てくるだろうと。その少ない状態を、ニーズが少ないと呼び、多い状態をニーズが多い状態と呼ぶという、そのような意味です。

○白波瀬部会長 議論をし始めると、新しい制度ですし、期待も高くなると思うのですが、この学校基本調査だけで、そのニーズを上げることは、恐らく難しく、本当は、理想としては、小中一貫でやりたいのだが、実は物理的には離れている、このような状況でしか、この制度をつくることはできないという事実もあるかと思しますので、そこは学校基本調査で、できることと、できないことというのを、少し自覚していただいて、そのある意味限界を明示した上で結果の公表に至っていただけますと、より充実した基礎データになるかと思えます。あとは何かありますでしょうか。

どうぞ。

○嶋崎委員 二部授業について、詳しくないもので教えていただきたい点があります。御回答のところ、昭和41年まで調査をして、その後廃止され、それで、このたび復活とあります。他方で、資料3の9ページの参考資料には、二部授業について、平成26年現在で、夜間学級が31校、在学者数1,849といわれています。この数値は、学校基本調査以外で調べたものでしょうか。

○白波瀬部会長 すみません、場所等を、繰り返して申し訳ないですが。

○嶋崎委員 パワーポイントの資料の9ページ、真ん中の囲み部分に、参考として、現在、31校等々、「文科省調べ」とあります。42年度以降は、学校基本調査では調べていないとなると、ここに出ている数値は、どこから出てきた数値なのかということです。42年度以降も学校数ぐらいは把握できて時系列になり得る話なのか、その辺りを全く知識がないもので、教えていただけたらということです。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 御質問ありがとうございます。

パワーポイントの9ページに出ております、31校、1,849名という数字ですが、これは、学校基本調査の数字ではないということ。

では、どういうふう調べているかといいますと、いわゆる調査部門ではなくて、政策を持っている部門がそれぞれ教育委員会などとやりとりがありますので、そういったところで聞いているというものが調べという意味になっております。事実上、聞いていると。

教育委員会などに聞いて、最低限の実態把握をと。

今回、学校基本調査に入れたいという形で御提案させていただいていますことは、やはり、しっかりした形で、制度上位置づけのある調査の中で実施していったほうが良いだろうと、そういう判断をしているところです。

○白波瀬部会長 私もほかのところも気になるのですが、やはり、学校基本調査としてはないのだが、政策、府省というか、委員会等で特定政策についてニーズを上げるというので何か調査をしたということでしたら、やはり、出所というか、正式な調査名称という形で資料を提示して欲しいと思います。これは公になりますので、どこからの数値なのか示していただきたい。それに関連しますと、資料4-2の3ページの平成26年の自主夜間中学の状況ということで、平成26年5月1日現在で、文部科学省が把握していると、同じようなフレーズになっておりまして、これも出所の正式な調査名をお願いしたい。

実は、先にあった長期欠席者数の一般統計調査も、そのことをおっしゃっているのだと思いますが、やはり、一応、正式名称、どのデータのことをおっしゃっているのかというのが分かるような説明文にさせていただけますと、よろしいかなと思いますので、その点、修正をお願いできますか。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 はい、分かりました。

○白波瀬部会長 何かありますか。

○嶋崎委員 今回、これを加えることで、これまで以上に、学級数と教員等について、精度の高い情報を捉えられるという理解でよろしいですか。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 学校基本調査の中に位置づけられれば、より正確な数字が取れるのではないかと、もちろん、思っているところです。

○白波瀬部会長 全数調査ですから、やはり、私はなくなったこと自体が残念だったと思っているぐらいなのですが、やはり、現在、実態が分かりませんので、そこは、そういう意味だと思います。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 学校基本調査の不登校等に関する問題なのですが、他の調査でより詳しく調査するので、ここからは外すという御説明は理解したのですが、この学校基本調査以外のものも含めての質問なのですが、不登校は、やはり、非常に大きな問題だと思っていて、学校側だけで把握できるものでもないのかなと。やはり、家庭の問題、地域の問題、いろいろ入ってくると思いますので、学校の教員側からの指摘だけではない方法での不登校のデータの把握のようなことというのは、文部科学省でしていらっしゃるのでしょうか。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 現在、不登校の調査というものが、学校基本調査と、一般統計調査の問題行動等調査の2種類のみになるかと思っています。

いわゆる両調査ともに学校が答える調査になっていますので、永瀬委員がおっしゃるような、保護者側から見た不登校のデータについては、現在、文部科学省においては持っていないものです。

世帯向けに調査するとなると、制度所管課の方に確認しなければならないのですが、個人情報など、プライバシーに関わるものですので、調査を実施するにしても、慎重に取り組むものなのかなと。少し答えになっていないかもしれませんが、そういう問題になるのかと考えております。

現在は、文部科学省としては持っていません。

○永瀬委員 文部科学省以外では、お持ちなのですか。

○新井専門委員 児童生徒の出・欠席の状況は、学校が把握しているので、それが一番正確だと思います。

ただ、永瀬委員がおっしゃっていることは、きっと学校が把握している不登校の理由と、子供又は家庭が把握している不登校の理由は違うのではないかと、そういったことなのかなと思いました。それについては、確かにおっしゃるとおり、学校が把握している理由と、子供や家庭が考えている理由とは違うことがあります。そのことについて、子供が自主的に通っているところから情報を得たりすることはあります。

○永瀬委員 社会経済的なデータなども、要因の理解には重要と思われるのですが、学校側だけでは、なかなか把握しにくいのかなと思います。そういうような社会経済要因の把握も不登校の分析に重要なということを一言、学校基本調査ではないかもしれませんが、お話を申し上げたいと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

不登校問題は、重要です。ありがとうございます。

では、その他に、いかがでしょうか。

では、御意見、それ以上ないということで、御提案で御了承いただいたとさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御了解いただいたものといたします。

それでは、審査メモ8ページの「(4)集計事項の変更」から、10ページの「(7)東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除」までについて、事務局から説明をお願いします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 資料4-1の8ページの下の方「(4)集計事項の変更」についてです。

集計事項について、調査票の新設及び調査事項の追加・削除等に伴う所要の変更を行うということで、変更案につきまして、別途、あらかじめ送付させていただいていたところ です。

審査結果のところですが、学校調査票(義務教育学校)及び卒業後の状況調査票(義務教育学校 後期課程)の新設並びに既存の調査票における調査事項の追加・変更に伴いま

して、調査結果として作成される集計事項の充実等を図るものです。

これについては、政策課題を検討するために有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えるものであることから、おおむね適当であると考えますが、具体的に、どのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分は適当か等について、統計の有用性の向上等の観点から確認する必要があると考えております。

論点といたしまして、2点ほど整理しております。

各調査票による調査結果で作成される集計表について、特に以下の観点からの検討が必要である。

1点目として、調査票の新設及び調査事項の追加・変更に伴い、新たに作成される集計表の表章はどのようなものか。

2点目として、集計事項については、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点から見て、十分かつ適当なものとなっているのか。

続きまして、9ページの「(5) 調査結果の公表の方法の変更」です。

枠囲いの中ですが、調査結果の公表の方法について、調査結果の速報及び確報の公表時における調査結果報告書の名称を学校基本調査速報から学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）に、また、学校基本調査報告書を学校基本統計（学校基本調査報告書）にそれぞれ変更するものです。

更に、速報及び確報の公表に当たり、インターネット公表における具体的な公表媒体、文部科学省のホームページ及び政府共通的な統計のページのe-Statを明示するように変更を行うものです。

審査結果のところですが、新しい統計法では、統計と、それを作成する手段である統計調査等を概念上区分していることを踏まえまして、調査結果である公表物の名称については、基幹統計であります学校基本統計と、これを作成するために実施する統計調査である学校基本調査の両者を区別した名称となるように変更するものです。

これについては、統計と統計調査の紛れが生じないようにするため、調査結果報告書等の名称を変更するものであることから、適当であると考えます。

また、インターネット公表する際の具体的な公表媒体を明確にするということで、これもおおむね適当であると考えますが、この際ということで、利用者ニーズの観点から調査結果の公表の方法について、現状及び今後の取り組みについて論点として設けさせていただいております。

続きまして、「(6) 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更」ということで、調査計画上、調査票情報の保存期間、保存責任者について、これまで永年保存の対象としていた調査票情報のうち、結果原表というものを削除するということですが、審査結果のところですが、結果原表とは、調査結果の集計作業の途中段階で作成したデータを出力したものでして、平成27年1月からは、文部科学省の新システムに移行した際に、結果原表の作成機能というものは削除されました。

このため、保存の対象とする調査票情報の範囲から結果原表を削除するものでして、適当であると考えております。

10ページの「(7) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の変更に係る規定の削除」です。

平成23年度調査の実施に当たりまして、東北3県の初等中等教育機関に対する調査日程の延期並びに調査結果の公表の方法及び期日を変更することとしておりました調査計画上の規定を削除するものです。

東日本大震災の発生に伴いまして、そのような規定を設けておったのですが、影響というものは、おおむね解消しているということで、上記の調査計画上の規定を削除することですので、適当であると考えております。

私からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 それでは、資料4-2の4ページを御覧いただきたいと思います。

まず「(4) 集計事項の変更」です。

1つ目の論点ですが、新たに作成される集計表の表章はどのようなものかというのですが、こちらは、資料4-2の別添の1になります。

2つ目ですが、集計事項について利活用、統計ニーズの観点から見て適切かということですが、調査票の集計事項の変更につきましては、今回、義務教育学校以外の他の学校種に準じた形での集計を行うものとなっております。この意味では、適当であると考えているところです。

次に、4ページの(5)です。調査結果の公表の方法につきまして、どのような工夫をしているのかということです。

現在、学校基本調査につきましては、5月1日現在の数字を取りながら、結果については、8月上旬に速報値を出し、12月下旬に報告書を刊行の上、確定値として公表しているものです。

公表に当たりましては、いわゆる紙媒体の冊子を出しますとともに、文部科学省のホームページにおいて公表と同時に、全ての統計表を公表しているところです。

それから、平成22年度の調査結果から、ホームページ掲載の内容につきましては、一般の方々からのニーズの高い市町村別に集計した統計表も掲載しておりまして、利用者のニーズにできるだけ対応した取り組みをしているものと考えております。

今後、更に利用者の利便性の向上につながるような取り組み、そういったものの充実を図っていければと思っています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方はお願いいたします。

少し申し訳ないのですが、新しく入った項目、義務教育学校とか二部とか、具体的にどの票がそれに当たるのか、沢山資料がありますので少し混乱します。もっと簡単にわかる図のようなものがあると良いのですが、例えば、義務教育学校でも少し議論になりましたように、一体型とか、分離型とかというのがありますし、何ページのどこに入っていますか。

あと、二部につきましては、是非、これもなかなか難しいと思うのですが、卒業後の進路とのクロスは、かなり重要なものになってくるのではないかと思うのですが、少し時間的に難しいかもしれませんね。そこも含めて、せっかく入れているので、分かりやすいように表章していただきますと、ありがたいです。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 まず、先ほど、部会長の方から御指摘のありました、今回の変更に伴って集計表として新たに追加するものですが、資料4-2の別添1の6ページを御覧いただければと思うのですが、そちらに小中一貫教育を行う学校の実施形態という形で、今回新たに、先ほど御審議していただいた集計表を掲載する予定としています。

○白波瀬部会長 でも、これだったら、せっかくカテゴリーをつくったのに、こみこみになっていますね。どれが義務教育学校になっているのでしょうか。これは、小中のところで、施設一体型かというのをに入れて、これだけを持ってきているのだ、そういうことですか。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 いいえ、失礼しました。この資料4-2の別添1が、義務教育学校に係る集計表で、今回、変更のあるものですね。

○白波瀬部会長 それだけを、これだけ持ってきてもらったと。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 はい。

○白波瀬部会長 分かりました。すみません。

では、そこだけを取り出して、横並びに見られないのでしょうか。それが、いろいろ比較検討というか。だって、小学校と中学校があって、それで、義務教育学校があってどうなのかと、確かに比較するのに誤解がないわけではないのですが、1つぐらいそういうのを入れておくと、せっかく入れたので良いかなと。それぞれ別々なのですね。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 今、こちらの統計表ということで、調査票ごとに集計したものを統計表に落とし込んでいるのですが、実際に公表する際には、統計表とは別に、調査結果の概要という形で、前年度と比べて、学校が減った、増えた、生徒数が増えた、減ったというような形で、結果をまとめたものがありますので、そういったところにおいて、小学校、中学校、義務教育学校というような見せ方をすべきなのかなと思っています。単純な統計表よりも、解説付きといいますか。

○白波瀬部会長 概要版ですね。概要版のところでも、おもしろいところを出していくと。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 はい。

○白波瀬部会長 分かりました。

何かありますでしょうか。

どうぞ。

○嶋崎委員 義務教育学校がそれほど多くないとすると、このセルは、ほとんど空白のセルになるのでしょうか。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 どうしても初年度ということで、該当のある都道府県、該当のない都道府県の差が明確に出てしまうのかなと思っております。

現在、学校基本調査において中等教育学校の調査をしているのですが、実は、こちらの方も全国で50校程度しかないのですが、やはり、統計調査の結果として、透明性のある結果の公表をしていますので、実施のある県、ない県というものが明確に出てしまうのが、今の実情です。

○嶋崎委員 ほぼ特定できるということですか。

○白波瀬部会長 つまり、もう枠組みが決まっているので、その中に流し込もうということだと思うのですが。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 うまく言えないのですが、学校というものが、いわゆる一般の個人というよりも、公の施設になりますので。

○白波瀬部会長 特定できる問題はさておいても、ゼロのセルがあって、同じものを入れることがどれだけ効果があるのかなど。そこはいろいろ御事情があるとは思いますが。

あと、今までのところでいかがでしょうか。

調査結果の公表方法のところは、いかがですか。余り時間がないので、これからということになるのですが、充実を図りたいということ、どういう充実ですかと聞きたくなるので、もう少し具体的にお示しいただけると幸いです。もちろん、今、ここで言ったら絶対ということになるので、及び腰になるということは、これはいろいろと予算とも絡みますから、余り夢ばかりを提示できないということは、よく分かるのですが、正直、やはり文部科学省だけではないのですが、ホームページの特に統計データの結果の公表については、いささか努力が足りない。日本全体として、府省横断的にとはいわれているのですが、子供たちも、できれば見られるような感じもよいのではないのでしょうか。内閣府や内閣官房とか、少し年齢を下に、明らかにターゲットを置いたホームページをつくっていらっしゃる場所もあるのですが、何かもう少し具体的な充実案を出していただけるとありがたいと思うのですが、いかがですか。

これは、いかがですかというか、私の方から、お願いしたいと思います。

○筒井文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐 1つは、今、ホームページにおいて掲載させていただいている内容というものが、先生方の御批判を頂くかもしれないのですが、調査実施者サイドからのホームページのつくりになっているのかなど、いわゆる調査の概要から始まって、沿革から始まって、それで、いよいよ結果ですという

形でお見せしているのが現状かと思えます。

実際にホームページを御覧になっている方々と電話でやりとりした中でも、この統計表だけ知りたい、見たいといった際に、かなり丁寧に説明しないと、御理解いただけないということがありますので、今、思いつく範囲で、できるかどうかはまた別問題にしていたきたいのですが、例えば、よく問合せのある集計表や、統計表については、できるだけ見やすいところに置くとか、そういった工夫はできるのかなと思っております。

○白波瀬部会長 正直、学校基本調査などは、私、個人的にそうなのですが、結局、文部科学省がやられているというよりも、白書とかを通して二次データのところで見ているのですね。だから、すごくもったいないなと思うのです。ですから、単純に高学歴化などでも、やはり、統計データというので積極的に宣伝していただいたほうが良いのではないかと思いますので、若干、充実を考え、検討しているということだけでは少し不十分な気がします。追加を次回までに、少し具体的なところ、一、二例でも結構ですので、お願いしたいと思います。

あと、いかがでしょうか。

ありがとうございます。では、方針というか、対応としては、これで御了解いただいたということで、少し資料として追加をお願いしたいと思います。

学校基本調査に係る前回の統計委員会答申における今後の課題への対応状況については、次回の部会で審議することとさせていただきたいと思えます。

続きまして、学校教員統計調査の調査計画の変更内容等について審議を行います。少しページは飛びますが、審査メモの13ページ、未諮問基幹統計としての確認事項について、谷輪統計審査官から説明をお願いします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 資料4-1の13ページを御覧いただけたらと思えます。最初の方にも説明いたしましたが、本調査については、これまで統計委員会に諮問されていないものでして、以下のような品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について確認する必要があるということで、その下に説明を書き加えております。

第Ⅱ期基本計画、平成26年3月の閣議決定におきまして、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計を未諮問基幹統計と呼んでおりますが、それについては、社会経済情勢の変化を踏まえて、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況について計画的に確認することとされております。

本調査は、これまで統計委員会のみならず、旧統計法下における統計審議会にも諮問されたことがなく、調査計画の内容が社会経済情勢の変化、統計ニーズに的確に対応したものとなっているか確認する必要があると考えております。

1段落飛ばしますが、本調査についても、未諮問基幹統計に該当するということで、今回の部会審議の機会を捉えまして、上記のような取組方針に掲げられている確認の視点に照らして、以下に具体的に確認することを確認事項として整理しております。

確認事項の1点目ですが、本調査の行政施策上の具体的利用状況如何。また、3年周期で実施されていますが、その理由は何か。報告者負担にも十分留意しつつ、行政施策への活用を始め、統計ニーズの観点から見て、当該調査周期により実施することによる問題はないのか。

2点目として、本調査結果については、行政施策の利活用のほか、具体的にどのように利活用されているか。本調査結果の更なる有効活用が図られるよう、統計ニーズの積極的な把握に努め、本調査結果の具体的な利活用例を示すなど、利用可能性の周知を図る必要性はないのか。

3点目として、本調査は、教員個人調査において標本調査を行っておりますが、標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度等）や結果数値の推計方法はどのようになっているか。また、これらの情報について、調査結果の信頼性の確保及び上記2における本調査結果の更なる有効活用を図る観点からも、これらの情報をホームページ上で積極的に公表するなどの取組が重要、必要ではないか。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 3点だと思いますが、まず、1つ目です。3年周期の話ですが、3年周期としている理由といたしましては。

○白波瀬部会長 すみません、これは、審査メモの4-2、回答の5ページですね。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 失礼しました。資料4-2の5ページです。

3年周期としている理由ですが、本調査は、教員一人一人の年齢とか、あるいは給与の月額、免許状の保有状況、採用前の前歴とか、離職の理由など、個人的な属性を詳細に調査するものです。

したがって、毎年の調査ということになりますと、回答する学校側にかなり負担がかかるだろうということで、3年周期ということにしているところです。

教員の基本的な数などについては、学校基本調査において把握はしておりますので、その辺り、利用ニーズと調査客体の負担と、この辺りのバランスを取って、3年とさせていただいているところです。

2つ目ですが、活用事例ということですが、基本的には、政府部内ということになりますが、例えば、文部科学省に設置されております審議会として、中央教育審議会の教員養成などを主に審議いただいている部会などがありますが、そういったところを中心に、教員の採用とか、研修とか、いわゆる養成の議論をする際の基本的なデータということになっている。

それから、内閣府の総合科学技術会議の方などでも、これは、どちらかというと、高等教育の方になると思いますが、大学教員の関係のデータなどをお使いになられていると思

っております。

また、ここには書いておりませんが、地方公共団体などでの活用は当然あると思っております。

それから、3番目ですが、本調査につきましては、本調査の教員、個人調査における抽出につきましては、標本誤差の目標精度を信頼水準95%で4%に設定し、前年度の学校基本調査の学校数・教員数に基づいて、都道府県別に抽出率を設定しているところです。抽出率が設定されていないところの学校種などについては、全数調査をしているものです。

それから、推計方法については、6ページということになりますが、御覧いただいたとおりです。読み上げるとかえって分かりにくいと思いますので、6ページの2つ目の○ということになるかと思っております。

最後に、抽出率等の公表についてですが、公表していない情報も現在ありますので、御指摘を踏まえまして、公表する方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

公表していない情報もあるということなのですが、やはり、公表していただかないと困りますので、これは方向で検討というよりも、公表するとしていただきたいのですが、いかがでしょうか、よろしいですか。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 検討というのは、公表しないという意味ではありませんので、一旦検討のプロセスがあるのかなというぐらいのことですので、実質的には同じ形になるのかなと思っております。

○白波瀬部会長 公表するということですね。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 はい。

○白波瀬部会長 あと、幾つか説明はつけていただいたのですが、やはり、標本調査ということであって、その中身は、少し分かりにくいので、できるだけ分かりやすく理解できるような工夫をしていただけるとよろしいと思います。なかなか抽出率というのは、数式の方が分かりやすいという方も専門家には多いと思うのですが、基本的に公的統計というのは、国民のためのものですので、その辺り、ポンチ絵とかも適宜入れながら工夫していただきますように、御検討をお願いしたいと思います。

何かありますか、永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 ホームページを見ますと、学校教員統計調査の調査対象は、幼稚園、小学校等々の教員となっているのですが、非常勤の教員などは、調査対象になっているのかどうかを教えてください。また、もし調査対象になっていないとすると、やはり、ホームページに、どういう教員が調査対象かを書いた方がよろしいかと思えます。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 非常勤の教員については、私どもの調査では、学校基本調査の方もそうなのですが、本務教員、兼務教員という

区分で、大括りで調査しておりまして、学校教員統計調査においては、初等中等教育機関、いわゆる幼、小、中、高の段階までにつきましては、本務教員のみで把握させていただいております。

それで、高等教育機関、大学、短大、高等専門学校、こちらにおいては、兼務教員の数、それから、専門分野ぐらいまでは把握させていただいております、非常勤講師というのは、恐らく兼務者の中に含まれていると思われるんですが、現状といたしましては、大学、高等教育機関についてのみの把握ということにして、学校基本調査において、そういう初等中等教育機関の兼務教員の数、男女別とか、職名ですね。そういったものは、そちらにおいて把握させていただいているという状況です。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○永瀬委員 そうですね。ホームページを見て、どういう人が対象なのかが分かるような形の表章になったほうがよろしいのかなと思います。

また、非常勤も、もう少し把握できるようになると、非常勤の数も増えていると思いますので、そんなふうにも思います。これからの課題ということだろうとは思いますが。

○白波瀬部会長 今、永瀬委員もおっしゃいましたように、誰を対象にしているのかというのは、多分、明示化されたほうが良くて、あと、その限界というのも、皆さん、御理解のとおりで、現場では、いわゆる非常勤の先生に、結局、助けていただいて何とか現場を支えているという状況があります。ただ、現時点での調査が、誰を対象にしているのかというのは明示化していただかないと、やはり、少し問題だと思いますので、その点については、誰を対象とした調査であるということを確認させていただきたいと考えます。

あとは、いかがでしょうか。

新井専門委員、どうぞ。

○新井専門委員 私は、ずっと教員をしていたものですから、その立場からすると、一度教員になると、退職の年齢まで教員をやるとというのが、一般的だったのですが、最近、若い方が入って辞めていくことがすごく目立ってきたように感じています。

その意味で、離職ということについて、どこか調べる統計があれば良いのですが、給料がどうというよりも、今後、教員を続けていくという点で、そちらの方が重要ではないかと思います。何かそういった調査があるならば、それで構わないのですが、3年周期というのが、今後の傾向を考えていくと、どうなのかなと私は思っております。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 御指摘の離職の状況ですが、学校教員統計調査の教員異動調査票で把握しておりまして、こちらにおいて採用と、あと離職の方も調査させていただいております、この年齢別、5歳刻みではあります、何歳代でおやめになる方が多いのかというものも調査しておりますので、3年置きではあります、推移というものは把握できるようにしております。

ちなみに、近年は、当然ではありますが、一斉に定年退職ということで、60代前後の方

が、やはり一斉に抜けているような状況と考えております。

○白波瀬部会長 この理由というのは、私、少し勉強不足なのですが、その離職理由のところは、どれに当たりますか。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 調査票上は。

○白波瀬部会長 異動票というのは、どこにありますか。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 資料2でしょうか。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 そうですね、39ページ。

○白波瀬部会長 この39ページの離職理由は、アフターコーディングですか。ごめんなさい、要するに、自由回答で取っている。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 39ページで、離職の理由というところで記入させております。

○白波瀬部会長 これは、選択肢みたいなものはあるのですかね。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 はい。この異動の状況ということで、番号を記入させるようにしておりまして、1番で採用、2番で転入、3番で離職というようにコードで区分するようしております。

○白波瀬部会長 それは、離職理由、(13)の。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 失礼いたしました、離職の理由ですね。

これも番号で記入させるようにしておりまして、1番が定年、2番が病気(精神疾患)のものということにしております。3番で精神疾患以外の病気による離職、4番で死亡、5番で転職、6番で大学等入学、7番で家庭の事情、8番で職務上の問題、9番として、今まで申し上げた1番から8番以外の、その他の理由によるものということで、その他というように区分しております。

○白波瀬部会長 もし、年齢階級別に比較的若い人のところで、精神疾患か否かが入っているということ自体、少し私は違和感があるのですが、それは、今までの選択肢だからということなのですね。

何でそういうことを申し上げるかということ、現場の先生を前にして少し口幅ったいのですが、やはり、若い教員の人は、非常に親との対応が大変で、なかなかストレスが多くて続けることができないという状況もあって、そういう実態を挙げられるような選択肢だと、それこそ政策的にも実際に貴重なデータになるのかなと思ったのですが、そういうときは、どういう選択肢になるのですかね。今の説明だと、その他になってしまいますか。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 ここの記入は、あくまでも学校の校長先生なり、教頭先生なりが記入することになりますので、学校の管理側の方が把握している範囲内で理由を書いていただく。実際に御本人、あなた何でやめましたかと、いちいち必ずしも聞いているわけではないと思われまので、統計調査上の限界といたしますか。

○白波瀬部会長　　というか、このフレーム、このやり方だと、本人が記入するわけではないので、公に離職理由ということで、そのカテゴリになっている、ということなのですね。何か、教員調査と言われると、やはり、教員の方から本音を聞けるみたいな感じにもなってしまうので、そういう意味では、調査ルートを説明というか、ウェブ上でも、情報を公開してもらえるとよいと思います。学校基本調査は教育委員会というものは、いつもついているのですが、教員も結局どういう形で調査結果が上がっているかということ、学校の方で個人の情報を入れて、それが、いわゆる3年周期の理由にもなっているわけですね。その辺りは、確認というか、情報を公開していただいた方が価値は高まると思います。そうしますと、今みたいに、少し横から文句を言われることがないような気がするのですが、いかがでしょうか。

嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員　今の御回答に関してですが、今回、学校教員統計調査というのが初めて諮問にかかるものです。したがって、資料2でのサンプルの基になっている回答のカテゴリですとか、内容が具体的に分かる資料を次回いただきたいと思います。

○白波瀬部会長　　ごめんなさい、もう一度。

○嶋崎委員　例えば、部会長も御指摘いただいた37ページ、これは記入シートであって、何を聞かれているかわかりません。選択肢等の一覧、記入要領でしょうか。

○白波瀬部会長　　記入要領ですかね。

○嶋崎委員　それを頂ければと思います。

○白波瀬部会長　　追加資料として、記入要領があると良いと。

○嶋崎委員　はい、お願いいたします。

○白波瀬部会長　　記入要領についての見直しは、随時行われていると解釈しても良いのですかね。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長　　はい。

○白波瀬部会長　　何かありますでしょうか。

それでは、これらの件につきましては、御了承いただいたということにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

それでは、審査メモ、14ページの「(1) 調査の属性的範囲等の変更」から15ページの「(2) 調査票の新設」までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官　資料4-1の14ページをお願いします。学校教員統計調査の変更事項についての審議であります。

(1)として、調査の属性的範囲等の変更。教育基本法第6条1項に規定する学校の1つとして、平成27年4月から幼保連携型認定こども園が創設され、また、新たな学校種として、28年4月から義務教育学校が創設されることに伴いまして、調査の属性的範囲に新幼保こども園及び義務教育学校を追加するものです。それに伴いまして、調査票の様式番号を変更いたします。

審査結果のところまいますと、いわゆる認定こども園法が改正されまして、教育と保育を制度的に一体として提供する新幼保こども園が平成27年4月から創設されております。

また、先ほど来出てきております、義務教育学校が平成28年4月から創設されることとなっております。

このことを踏まえまして、新幼保こども園及び義務教育学校を調査対象に追加するとともに、報告を求める者の数として新幼保こども園（約1,900施設）と見込まれております。加えて義務教育学校（約300校）の追加、調査票様式として教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）及び同調査票（義務教育学校）を新設することに伴い調査票様式番号の変更を行うものであり、適当であると考えております。

続きまして、15ページにおいて調査票の新設、1つ目、アとして教員個人調査票（幼保連携型認定こども園）の新設についてです。

審査結果のところですが、2段落目ですが、調査票を新設することについては、新幼保こども園が、新たな学校として位置づけられることから、適当であると考えますが、調査項目について見ると、以下のようになっているということで、また、最初の方に使わせてもらいました資料4-1の別添という横置きの資料の11ページ以降で、幼稚園との対比表を整理させていただいております。

後ほど説明いたします、保育士資格の有無という項目以外は、幼稚園と同様の調査項目が設けられております。

それで、保育士資格の有無というのは、13ページに出てくるのですが、これだけが新幼保こども園には入っておるのですが、新幼保こども園では、保育教諭等は幼稚園免許と保育士資格両方の資格を有する必要がありますが、経過措置として、平成32年3月までは、いずれか一方の免許ないし資格を持っていれば良いこととされておりまして、猶予期間が設けられていることから、免許状の種類とともに、保育士資格の有無を把握するというような調査項目が1つ設けられております。

それ以外の項目については、最初に説明しましたように、同じ調査項目が設けられておりまして、おおむね適当であると認められますが、調査項目については、他に把握すべき事項がないか、確認する必要があるということを論点として定めております。

続きまして、16ページの方ですが、教員個人調査票（義務教育学校）を新設するという内容です。

こちら資料4-1の別添の14ページ以降で、先ほどと同様に、小学校や中学校と対比して整理したものがああります。

こちら学校基本調査と同様、小学校、中学校の調査票をベースとして作成されております。全ての項目で、教員個人調査票の小学校または中学校と同様の調査項目が設けられておりますし、ほとんどの項目で同様の選択肢も設けられております。

ごく一部、義務教育学校の制度に由来した違いがありますが、詳細は省略いたしますが、

義務教育学校の制度に照らして、合理的な設定だと考えられます。

そのような意味で、おおむね適当であると考えておりますが、調査項目については、義務教育学校の制度にかんがみて、新たに追加すべき事項は何か確認する必要があると考えております。

私からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 資料4-2ですが、6ページを御覧いただきたいと思っております。下半分ですが、2の(2)のAです。

まずは、幼保連携型認定こども園の関係でして、保育士免許の有無以外の項目は、教員個人調査票(幼稚園)と同一となっているが、何か追加すべきことはないかということです。

回答欄を御覧いただきたいと思っておりますが、今回の新設される調査票につきましては、いわゆる幼保連携型認定こども園の関係ですが、こちらにつきましては、認定こども園法の規定によりまして、今回、幼稚園教諭の免許状と、それから、保育士の資格と両方がそこで教えられる方については必要になるということで設計されております。

また、新幼保こども園の教員の個人属性や職務の態様も、いわゆる既存の幼稚園とそれほど何か異なるということも特にないと思われまますので、特段追加すべき項目はないと考えているところです。

次に7ページですが、義務教育学校につきまして、同趣旨の調査項目として追加すべき事項はないかという論点です。

回答ですが、義務教育学校の関係ですと、やはり、教員免許の関係ですが、教育職員免許法が改正されまして、義務教育学校の教員については、小学校、中学校両方の免許状が必要となるということを踏まえて、調査票としては設計されております。

それから、先ほどの幼稚園とも同じなのですが、義務教育学校の教員の個人属性あるいは職務態様については、小学校や中学校の教員と異なるということもないと思われまますので、特段、これ以上追加すべき項目はないかなと考えているところです。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は、発言をお願いいたします。

では、安藤専門委員。

○安藤専門委員 2つありまして、1つは、新幼保こども園の方なのですが、うちの兵庫教育大の学生を見ていると、普通の幼稚園に就職する子ども、保育士と幼稚園の、両方の資格を取って就職する子がいるのです。であるならば、幼稚園の方に保育士の資格を持っているかどうか、ないというのは、実態調査からしたときにあっても良いのではないかと。つまり、保育士資格を持っているのを新幼保こども園の方だけにすることの理由が、ちょ

っと私には分からないので、そこを教えていただきたいということです。

あと、資料2の30ページの小学校の調査票のところに、(13)の担任教科(一部教科を担任の場合)の、この一部教科というのは、いわゆる小学校高学年で教科担任制を実施している場合の教科ということになるのか、もしくは、私に関わっている小中一貫を実施しているところだと、小学校の先生で、いわゆる中学校の免許を持っている人が、例えば、中学校のT2とか、そういうところに行ったりして授業されている場合もあったりするので、そのどっちを指しているのかということ素朴に疑問に思ったのです。なので、ちょっとそこを教えていただければと。

○白波瀬部会長 2点、よろしくお願いします。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 まず、1点目ですが、実態として、今、幼稚園教諭の免許状と保育士の資格を両方取られて卒業できる課程が、全国で結構増えているというのは、私どもも承知しております。

この調査で、幼稚園の方に保育士の資格を持っている方を特に聞いていないというのは、制度上、義務づけられていないからと、ただ、それだけの意味です。幼保連携の方ですと、両方持つことが原則になりますので、猶予期間とか、それは別として、制度上の位置づけで聞いているというのが、この調査の制度のつくりになっているということかなと理解しております。

2つ目の方は、あれですかね。

○白波瀬部会長 よろしいですか中に入って。制度上でというのは、最初の視点というか、中軸はそうだとすることは分かるのですが、今の議論だと、二部が結局削除された理由とぴったりくるのですね。でも、これから幼保の子供といったときに、やはり、実態として上げなければいけないというデータが、明らかに、今、分かっているのであれば、ここにおいては、実態の方を優先する方が、将来的にはより貴重なデータになるのではないかと思います。ですから、制度上だけということであれば、逆に言えば、わざわざ本当に大変な思いをして、先生方からデータを上げる必要がないところまでいってしまうこともあり得るので、ここにおいては、そういう実態が明らかにあるということであれば、入れないという理由が少し弱いような気がするのですが。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 ありがとうございます。

この件については、調査部門だけではお答えできないので、幼児教育担当の部署とかもありますので、そういったところとも話をさせていただいて、また、次回に御回答させていただければと思います。

○白波瀬部会長 はい。再検討をお願いいたします。

あと、2点目については、いかがですか。

多分、調査の手引きなどであるはずだと思うのですが、表章そのものが分かりにくいとか、そういう意見だったと思うのですが。

○安藤専門委員 私が伺いたいことは、例えば、30ページの(13)の担任教科という

ものと、32ページの義務教育学校の（15）の担任教科というのは、同一のことを聞いていらっしゃるのですかというところなのです。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 失礼しました。そこに関しては、そういうことになります。

○安藤専門委員 30ページのも、例えば、中学校、義務教育学校にならなくても、来年の4月以降は、まだ名前は出ていませんが、小中一貫型小学校、中学校という括りがありましたね。あのことも想定して、この担任教科というのがここに載っているのですか。小学校と中学校のところには、私もうまくまだ言えていないのですが。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 そこを想定して、今回、新たに追加したということではなくて、元々、従前から入っている調査項目です。

○安藤専門委員 例えば、来年度以降、小中一貫型小学校、中学校で、そういう乗り入れ授業を行っている先生方の担任教科の質問は、ここでも代用できるという御想定ですか。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 そうですね、そういう想定をしております。

○安藤専門委員 分かりました。

○白波瀬部会長 ここは若干混在しているというか、実態としてそういうことを、要するに授業の中では、つまり、小学校でも、一番典型が保健の先生とか、美術とか、ありますね。そういう場面で特定化して答えられるようにする場合と、ただ、表章についてというか、ここだと表頭ですが、これについては、きっと同じ定義で使っているということですね。

○安藤専門委員 記入要領があれば、多分、もう少し分かりやすかったのですが、調査票しかないのです。

○白波瀬部会長 そうですね、少しこのところの括弧書きが、多分、これは、そういうものは元々、「あり」、「なし」みたいなものが1つあったらすごく良いのですが、そういうのではなくて、少しスペースを節約した形の調査票になっているので、小中高という形で、それぞれ別の調査票に対応したものであるとしても、同じ表頭の定義づけの場合と、小中といったときの小学校の、この位置づけの場合が、分かりにくいのではないかという意見もあるので。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 個別の全学校種の記入要領を御紹介すると、かなりの分量になりますので、何かの学校種を参考に記入要領を次回の部会の際に御紹介させていただければと思います。

○白波瀬部会長 安藤専門委員の、この質問に対するあれだけで結構だと思うのですが、例として、よろしく願いいたします。

あと、何かありますでしょうか。

いかがですか、よろしいですか。

では、少し説明の追加ということでお願いしましたが、御回答に関しては、了承いただ

いたものとさせていただきたいと思いをします。

それでは、審査メモの17ページの「(3) 集計事項の変更」から18ページの「(6) 立入検査等の対象とできる事項の削除」までについて、事務局から説明をお願いいたします。○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 資料4-1の17ページの「(3) 集計事項の変更」についてです。集計事項について、調査票の新設等に伴う所要の変更を行うとしております。

審査結果ですが、教員個人調査票(幼保連携型認定こども園)及び(義務教育学校)の新設に伴いまして、調査結果として作成される集計事項の充実を図るものです。

おおむね適当であると考えますが、具体的に、どのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、表章区分等は適当か等につきまして、統計の有用性の向上等の観点から検討する必要があると考えております。

論点として、2点定めておりまして、1点目として、調査票の新設に伴い、新たに作成される集計表の表章はどのようなものか。

2点目として、集計事項については、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点から見て、十分かつ適当なものとなっているか。

(4) ですが、調査結果の公表の方法の変更です。

先ほど、同じ趣旨のことを説明いたしましたが、調査結果の速報及び確報の公表時における調査結果報告書等の名称を学校教員統計調査中間報告から学校教員統計中間報告に、また、学校教員統計調査報告書を学校教員統計(学校教員統計調査報告書)に変更するものです。

更に、速報及び確報の公表に当たり、インターネット公表における具体的な公表媒体を明示するように変更を行う。

先ほどと同じ趣旨ですので、基本的に適当であると考えておりますが、この際ということで、こちらも利用者の利便性の観点から、調査結果の公表について、現時点で、どのような工夫をしているか、また、今後、どのような取組を行うかについて、確認させていただきたいと思いをします。

18ページの(5)です。

これも先ほどと同様に、結果原表というものを削除するという内容ですが、理由は、先ほど御説明したとおりです。結論として適当であると考えております。

続きまして、「(6) 立入検査等の対象とできる事項の削除」です。審査結果のところですが、統計法第15条第1項で、報告者に対して、その報告に関し、資料の提出を求め、又は調査員その他職員に必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができるという規定がありまして、その実施に必要な事項については、同法第18条の規定に基づきまして、命令において定めることとされております。

しかしながら、該当する省令であります学校教員統計調査規則の方には、現状として立入検査に関する規定はありません。それで、これまで15回調査を行っておりますが、虚偽

申告の実績もありませんし、立入検査を必要とするような事態が生じることは想定しがたいということで、調査計画上から立入検査等に係る記載を削除することとしたものでして、適当であると考えております。

私からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長 それでは、資料4-2の7ページを御覧いただきたいと思います。

7ページの下の方の「(3)集計事項の変更」というところです。

まず、1つ目は、新たに作成される集計表の表章(様式)はどのようなものかということですが、こちらは、ホチキスどめの資料4-2の別添2が、今回新たに追加・変更される様式の一覧ということになります。

2つ目ですが、集計事項について、十分かつ適当かということですが、こちらにつきましては、既存の幼小中の集計事項と同等のものとして設定をしていますので、適当であると考えています。

8ページの(5)となっていると思いますが、これは(4)の間違いですので、大変失礼いたしました。「(4)調査結果の公表の方法の変更」です。

調査結果の公表につきまして、現時点でどのような工夫をしているのか、また、今後、どのような取組を行うのかということですが、

こちらは、先ほどの学校基本調査と基本的に同じでして、3年ごとに実施し、紙媒体の冊子と、あと、文部科学省のホームページにおいて公表させていただいております。

それから、利用者からのニーズの高い都道府県別に集計した統計表も電子媒体として掲載しているところでして、こういったところで、ニーズに対応した取組を行っていると考えているところです。

今後につきましては、先ほどの学校基本調査の際と同じでして、具体的なところを次回、学校基本調査の方と併せて御提示させていただければと思います。

私の方からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は、発言をお願いいたします。

確認なのですが、立入検査等の対象とできる事項の削除のところなのですが、実績がないから落とすということですね。実績があってもらったら困るのですが、実績があるから残すというわけにはいかない事項だとは思いますが、これの背景をもう少し説明していただくと、ありがたいと思います。まさか、虚偽申告ということはないとは思いますが、ただ、少し理由が何か納得できないというか、実績がないので落とす、少しそういう形の説明で良いのか、疑問です。審査結果として、そういうようにこちらは解釈している

のですが、もう必要ないと。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 実績がないから落とすと言ってしまうと、確かに、そもそもの話として、調査計画と更にその上の統計法、そことの整合性がこれまで取れていなかったということで、省令に則っていないものを計画だけに書くわけにはいかないということもありまして、まず、それが第一にあると。

それであれば、逆に、その法令の方を改正する必要があるやなしやということを考えたときに、学校教員統計調査の性質上、例えば、学校基本調査ですと、義務教育国庫負担などの算定の基礎数字に使われるとか、その数字をもって、直ちに補助金ですとか、もろもろの予算などもつけている面もありますので、そういう問題があるのですが、教員の個人属性の情報を調べている学校教員統計調査において、そこまで調査客体が数字をごまかしてまで申告する。その結果、私どもが立ち入らないといけないような事態が生じるのかというと、今後もそういうことはなかなか考えづらいのではないかとということで、今後を考えても、法令を改正してまでという必要は、今のところはないのではないかと考えております。

○白波瀬部会長 説明として、法令改正するコストに当たらないというのが正直なところなのですが、もう少し何かうまい説明があっても良いかなという気持ちがないわけではないのですが、改悪論というか、みんなきつと悪いことしているのだとは、私も思わないので、やはり、データの正確さを期する一つの後ろ盾というように考える人が、もしあった場合に、安易に削除しているという議論では、全然ないと思いますので、何か少しじっくりこないなというのがあるのですが。

○林文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室分析調査官 そうですね。次回、もう少し説明の工夫と、元々根本として、余り国民に対して、そういう義務づけといいますか、そういうものはできるだけ抑制的であるべきではないのか、多分、そういう考えもあって、省令までには、これまで位置づけていなかったのかなと考えておりますが、もう一度整理して、次回に。

○白波瀬部会長 そうですね。説明の仕方だけだと思うのですが、ここで余り時間をとってもしょうがなくて、これは、この時点で、よろしいとさせていただきたいと思いますが、こっちの理解が間違っていて、少し踏み込み過ぎかなという感じもしないでもないです。

それ以外のところで、何か御意見等ありますでしょうか。

では、この件について御了承いただいたものということにいたします。

予定していた時間よりも、10分オーバーしてしまいましたが、本日の審議は、ここまでとさせていただきます。

本日の審議の中で、調査実施者において改めて確認、整理していただく事項、また、追加の資料としてお願いしたものがありませんでしたので、文部科学省に至りましては、次回の部会において回答資料の方の提出をお願いいたします。

また、次回の部会では、学校基本調査に係る前回答申の今後の課題への対応状況について

での確認や、本日の審議事項で、調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた部分も含めまして、答申案について審議を行うこととします。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会は、年が明けて1月18日、10時から、本日と同じこちらの会議室で開催いたします。

今回は、学校基本調査に係る前回答申の今後の課題への対応状況の確認、それから、今回の部会で求められました資料の提示も含めまして、本日の審議事項で、調査実施者において改めて整理・確認が必要とされた部分、更に答申案について御審議いただきたいと考えております。

それから、本日、お配りしております資料についてですが、委員、専門委員の皆様におかれましては、必要なもののみお持ち帰りいただき、その他は、そのまま席上に残しておいていただいても結構です。私どもの方で保管いたしまして、次回部会で席上に御用意させていただきます。

ただ、お持ち帰りいただきました資料につきましては、忘れず次回の部会に持参していただきますよう、お願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、本日は別件ではありますが、国民生活基礎調査の変更についての部会審議を、年の瀬が押し迫ってから大変恐縮ではありますが、来週月曜日、12月28日、13時から、この会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

少し混乱させてしまったのですが、最後のポイントについては、確認という点でしたので、改めての御説明は必要ありませんので、立入検査についての追加説明は必要ありません。

では、本日の部会の議事概要については、後日、事務局からメールにて御照会いたしますので、確認の方、どうかよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

ありがとうございます。